

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律 新旧対照表

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
第四十六条（略）	（復興整備計画）	（復興整備計画）
四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項	2 復興整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一（三）（略）	2 復興整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一（三）（略）
ト 小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第五十四条の二において同じ。）	四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項	四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項
ト（イ）（略）	イ（イ）（略）	イ（イ）（略）
ト（ア）（略）	ア（イ）（略）	ア（イ）（略）
五・六（略）	五・六（略）	五・六（略）
3 5 7		

(小規模団地住宅施設整備事業の特例)

第五十四条の二 復興整備計画に記載された小規模団地住宅施設整備事業に係る一団地における集団住宅及びこれらに附帯する通路

その他の施設については、都市計画法第十一条第一項第八号に規定する一団地の住宅施設とみなす。

(漁港漁場整備事業の特例)

第五十五条 第四十六条第二項第四号リに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第二種漁港に係るものを除く。）に係るものであり、かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

2~4 (略)

(地籍調査事業の特例)

第五十六条 第四十六条第二項第四号ワに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査（国土調査法第六条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下この条において同じ。）に関する事項を記載することができる。

2~9 (略)

(新設)

(漁港漁場整備事業の特例)

第五十五条 第四十六条第二項第四号チに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第三種漁港に係るものを除く。）に係るものであり、かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

2~4 (略)

(地籍調査事業の特例)

第五十六条 第四十六条第二項第四号ヲに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査（国土調査法第六条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下この条において同じ。）に関する事項を記載することができる。

2~9 (略)

(復興整備事業のための土地の立入り等)

第六十七条 第四十六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業（同条第二項第四号ル、ヲ又は力に掲げる事業にあつては、実施主体が国、都道県又は市町村であるものに限る。以下この条、次条及び第七十一条において単に「復興整備事業」という。）の実施主体（以下この条及び第六十九条から第七十一条までにおいて単に「実施主体」という。）は、復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、国、都道県又は市町村以外の実施主体にあつては、あらかじめ、被災関連市町村長の許可を受けた場合に限る。

2  
(略)

(環境影響評価法の特例)

第七十二条 復興整備事業として行われる第四十六条第二項第四号イに掲げる事業（土地区画整理事業に限る。）又は同号ヘ若しくは力に掲げる事業（鉄道事業法による鉄道並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業に限る。）であ

(復興整備事業のための土地の立入り等)

第六十七条 第四十六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業（同条第二項第四号ヌ、ル又はワに掲げる事業にあつては、実施主体が国、都道県又は市町村であるものに限る。以下この条、次条及び第七十一条において単に「復興整備事業」という。）の実施主体（以下この条及び第六十九条から第七十一条までにおいて単に「実施主体」という。）は、復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、国、都道県又は市町村以外の実施主体にあつては、あらかじめ、被災関連市町村長の許可を受けた場合に限る。

2  
(略)

(環境影響評価法の特例)

第七十二条 復興整備事業として行われる第四十六条第二項第四号イに掲げる事業（土地区画整理事業に限る。）又は同号ヘ若しくは力に掲げる事業（鉄道事業法による鉄道並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業に限る。）であ

つて、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するもの（同法第五十二条第二項に規定する事業を除く。以下この条において「特定復興整備事業」という。）については、次項から第十九項までに定めるところによる。

2 19 （略）

（土地収用法の特例）

第七十三条の二 第四十六条第六項の規定により公表された復興整備計画に記載された復興整備事業についての土地収用法第十七条第三項、第二十七条第一項第二号並びに第百二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第十七条第三項及び第二十七条第一項第二号中「三月」とあるのは「二月」と、同法第二百二十三条第一項中「防止すること」とあるのは「防止し、又は東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進すること」と、同条第二項中「六月」とあるのは「一年」とする。

第七十三条の三 前条に規定する復興整備事業の実施主体は、土地収用法第三十九条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用委員会の裁決を申請しよう

つて、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するもの（同法第五十二条第二項に規定する事業を除く。以下この条において「特定復興整備事業」という。）については、次項から第十九項までに定めるところによる。

2 19 （略）

とするときは、同法第四十条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかるわらず、同法第四十条第一項第二号の書類については、同号イ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。この場合においては、同法第四十四条第一項の規定は、適用しない。

2 土地収用法第四十四条第二項、第四十五条及び第四十五条の二（これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決を申請した場合について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「前項」とあり、同法第四十五条第一項中「前条第一項」とあり、及び同法第四十五条の二中「第四十四条第一項」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第七十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

第七十三条の四 収用委員会は、第七十三条の二に規定する復興整備事業について、土地収用法第四十七条の二第三項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による明渡裁決の申立てがあつたときは、できる限り六月以内に明渡裁決又は

同法第四十七条（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による却下の裁決をするよう努めるものとする。

（民法の特例）

第七十三条の五 第七十三条の二に規定する復興整備事業についての土地収用法第二百二十三条第四項（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による損失補償額の払渡しについての民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十四条後段の規定の適用については、同条後段中「過失なく」とあるのは、「重大な過失なく」とする。

（津波防災地域づくりに関する法律の特例）

第七十六条 被災関連市町村のうち平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けた市町村（津波防災地域づくりに関する法律第十条第一項に規定する推進計画を作成した市町村を除く。次項において同じ。）が、復興整備計画において、同法第三条第一項に規定する基本指針に基づき、同法第十条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に相当する事項を記載し、かつ、津波による災害を防止し、又は軽減することを目的として実施する第四十六条第二項第四号イ又はハからトまでのいづれかに該当する事業に関する事項及び同号チに掲げる事項を記

（津波防災地域づくりに関する法律の特例）

第七十六条 被災関連市町村のうち平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けた市町村（津波防災地域づくりに関する法律第十条第一項に規定する推進計画を作成した市町村を除く。次項において同じ。）が、復興整備計画において、同法第三条第一項に規定する基本指針に基づき、同法第十条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に相当する事項を記載し、かつ、津波による災害を防止し、又は軽減することを目的として実施する第四十六条第二項第四号イ又はハからトまでのいづれかに該当する事業に関する事項及び同号チに掲げる事項を記

載した場合においては、当該復興整備計画が同条第六項の規定により公表されたときは、同法第二条第十一項に規定する津波防護施設管理者は、同法第十九条の規定にかかわらず、計画区域内において、当該復興整備計画に即して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができる。

2 被災関連市町村のうち平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けた市町村が、復興整備計画において、津波防災地域づくりに関する法律第三条第一項に規定する基本指針に基づき、同法第十条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に相当する事項を記載し、かつ、津波による災害を防止し、又は軽減することを目的として実施する第四十六条第二項第四号イ又はハからトまでのいずれかに該当する事業に関する事項を記載した場合においては、当該復興整備計画が同条第六項の規定により公表されたときは、計画区域を同法第十条第二項に規定する推進計画区域とみなして、同法第十五条及び第五十条第一項の規定を適用する。

載した場合においては、当該復興整備計画が同条第六項の規定により公表されたときは、同法第二条第十一項に規定する津波防護施設管理者は、同法第十九条の規定にかかわらず、計画区域内において、当該復興整備計画に即して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができる。

2 被災関連市町村のうち平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による被害を受けた市町村が、復興整備計画において、津波防災地域づくりに関する法律第三条第一項に規定する基本指針に基づき、同法第十条第三項第一号及び第二号に掲げる事項に相当する事項を記載し、かつ、津波による災害を防止し、又は軽減することを目的として実施する第四十六条第二項第四号イ又はハからトまでのいずれかに該当する事業に関する事項を記載した場合においては、当該復興整備計画が同条第六項の規定により公表されたときは、計画区域を同法第十条第二項に規定する推進計画区域とみなして、同法第十五条及び第五十条第一項の規定を適用する。

改 正 案

現 行

（復興計画）

第十条 （略）

2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一（三）（略）

四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イ（九）（略）

ト 小規模団地住宅施設整備事業（一団地における五戸以上五十戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。第十八条の二において同じ。）

チ（九）（略）

カ イからワまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

五（七）（略）

3（7）（略）

（復興計画）

第十条 （略）

2 復興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一（三）（略）

四 第二号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

イ（九）（略）

ト（九）（略）

ワ イからヲまでに掲げるもののほか、住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

五（七）（略）

3（7）（略）

**第十八条の二** 復興計画に記載された小規模団地住宅施設整備事業に係る一団地における集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設については、都市計画法第十一条第一項第八号に規定する一団地の住宅施設とみなす。

(漁港漁場整備事業の特例)

第十九条 第十条第二項第四号リに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第三種漁港に係るもの）を除く。）に係るものであり、かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

2 ～ 4 (略)

(地籍調査事業の特例)

第二十条 第十条第二項第四号ワに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査（国土調査法第六条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下同じ。）に関する事項を記載することができる。

2 ～ 8 (略)

(漁港漁場整備事業の特例)

第十九条 第十条第二項第四号チに掲げる事項には、漁港漁場整備事業に関する事項（農林水産省令で定める要件に該当する漁港漁場整備事業（漁港漁場整備法第十九条の三第一項に規定する特定第三種漁港に係るもの）を除く。）に係るものであり、かつ、同法第十七条第二項に規定する事項を併せて記載するものに限る。）を記載することができる。

2 ～ 4 (略)

(地籍調査事業の特例)

第二十条 第十条第二項第四号ヲに掲げる事項には、国土交通省が行う地籍調査（国土調査法第六条の三第二項の規定により同項の事業計画に定められるものに限る。以下同じ。）に関する事項を記載することができる。

2 ～ 8 (略)

## (復興整備事業のための土地の立入り等)

第三十一条 第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業（同条第二項第四号ル、ヲ又はワに掲げる事業にあっては、実施主体が国、都道府県又は市町村であるものに限る。以下この条、次条及び第三十五条において単に「復興整備事業」という。）の実施主体（以下この条及び第三十三条から第三十五条までにおいて単に「実施主体」という。）は、復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、国、都道府県又は市町村以外の実施主体にあっては、あらかじめ、特定被災市町村長の許可を受けた場合に限る。

2 (略)

## (土地収用法の特例)

第三十六条の二 第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業についての土地収用法第十七条第三項、第二十七条第一項第二号並びに第一百二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第十七条第三項及び第二

## (復興整備事業のための土地の立入り等)

第三十一条 第十条第六項の規定により公表された復興計画に記載された復興整備事業（同条第二項第四号ヌ、ル又はワに掲げる事業にあっては、実施主体が国、都道府県又は市町村であるものに限る。以下この条、次条及び第三十五条において単に「復興整備事業」という。）の実施主体（以下この条及び第三十三条から第三十五条までにおいて単に「実施主体」という。）は、復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、国、都道府県又は市町村以外の実施主体にあっては、あらかじめ、特定被災市町村長の許可を受けた場合に限る。

2 (略)

十七条第一項第二号中「三月」とあるのは「二月」と、同法第二十三条第一項中「防止すること」とあるのは「防止し、又は大規模な災害からの復興を円滑かつ迅速に推進すること」と、同条第二項中「六月」とあるのは「一年」とする。

第三十六条の三 前条に規定する復興整備事業の実施主体は、土地収用法第三十九条第一項（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用委員会の裁決を申請しようとするときは、同法第四十条第一項（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同法第四十条第一項第二号の書類については、同号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にイ、ハ及びヘに掲げる事項並びに登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第三号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。この場合においては、同法第四十四条第一項の規定は、適用しない。

2 土地収用法第四十四条第二項、第四十五条及び第四十五条の二（これらの規定を同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定により添付書類の一部を省略して裁決を申請した場合について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「前項」とあり、同法第四十五条の二中「第四十四条第一

項」とあるのは、「大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第三十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三十六条の四 収用委員会は、第三十六条の二に規定する復興整備事業について、土地収用法第四十七条の二第三項（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による明渡裁決の申立てがあつたときは、できる限り六月以内に明渡裁決又は同法第四十七条（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による却下の裁決をするよう努めるものとする。

（民法の特例）

第三十六条の五 第三十六条の二に規定する復興整備事業についての土地収用法第二百三十三条第四項（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による損失補償額の払渡しについての民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十四条後段の規定の適用については、同条後段中「過失なく」とあるのは、「重大な過失なく」とする。